

日本スポーツ少年団創設 50 周年記念事業
功労者・優秀団等表彰要項

1. 趣旨

日本スポーツ少年団が創設 50 周年という節目を迎えることを記念し、永年スポーツ少年団の充実に功労のあった者並びに単位スポーツ少年団に対し、その功績をたたえ、表彰する。

2. 表彰の形式

日本スポーツ少年団創設 50 周年記念事業実行委員会会長名により、永年功労者及び永年活動優秀団等に表彰状を授与する。

3. 対象および表彰基準

(1) 特別功労者

スポーツ少年団の育成・指導に永年にわたり特に貢献した者（物故者を含む）

(2) 功労者

平成 24 年度スポーツ少年団登録指導者（役職員を含む）で、スポーツ少年団の育成に 15 年以上継続して活動している者

(3) 優秀団

平成 24 年度スポーツ少年団登録団で、団結成以来 20 年以上にわたり継続して活動している単位スポーツ少年団

4. 募集

「3. 対象および表彰基準」の功労者及び優秀団については、市区町村スポーツ少年団から推薦された候補者を、都道府県スポーツ少年団が取りまとめ、所定様式にて平成 24 年 8 月 31 日までに日本スポーツ少年団に推薦する。

5. 告知方法

(1) 功労者及び優秀団については、日本スポーツ少年団から各都道府県スポーツ少年団を経て市区町村スポーツ少年団に実施要項を配布し、各々の段階において指導者や単位団に対し本事業の趣旨徹底を図る。

(2) 日本スポーツ少年団は、ホームページにて告知を行うとともに、情報誌「Sports Japan」の誌上にて、平成 24 年 5・6 月号から 7・8 月号まで告知記事を掲載する。

6. 表彰先の決定および通知

(1) 特別功労者については、日本スポーツ少年団創設 50 周年記念事業実行委員会において決定し、本人に通知する。

(2) 功労者及び優秀団については、都道府県スポーツ少年団からの推薦を受け、日本スポーツ少年団創設 50 周年記念事業実行委員会において決定し、各都道府県スポーツ少年団に対し通知する。

7. 表彰状の授与

(1) 特別功労者については、日本スポーツ少年団創設 50 周年記念式典で表彰状を授与する。

(2) 功労者及び優秀団については、各都道府県スポーツ少年団および市区町村スポーツ少年団での各種事業の中で、表彰状を授与する。